

第1章 日本標準産業分類の変遷と第10回改訂の概要

第1章 日本標準産業分類の変遷と第10回改訂の概要

1. 日本標準産業分類の作成要旨とその変遷

日本標準産業分類は、統計法に基づく指定統計調査及び届出を要する統計調査の結果を産業別に表示する際の基本的事項を定めた統計基準であり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図るために設定されたものである。

ここに刊行した「日本標準産業分類（平成5年10月改訂）」は、昭和59年1月の第9回改訂以降の技術革新、事業形態の多角化、サービス経済化の進展等に伴う産業構造の変化等を踏まえ、全面的に見直したものであり、昭和24年10月の設定後の改訂としては第10回目の改訂に当たる。

ここで昭和24年10月の日本標準産業分類設定までの経緯及び昭和59年1月の第9回改訂までの経緯を述べれば、概略次のとおりである。

我が国の産業分類が初めて作られたのは、昭和5年（1930年）第3回国勢調査のときであった。これより先、大正9年（1920年）第1回国勢調査のときに職業分類が作られているが、これは産業と職業が混在したような分類であって、明確に二つの分類に分けられたのは、昭和5年とするのが適当である。この産業分類は、内閣訓令第3号をもって各省が統一的に使用するよう規定されたが、十分には効果を挙げることはできなかった。

その後、経済統計の発達に伴い、工業分類、農業分類等部分的な産業分類も作成されたが、これらの間の分類上の統一性が欠けており、解釈も区々であったため、同一の事業所が調査によって異なる産業に分類されることもあり、利用上多大の不便があった。このため、昭和15年（1940年）第5回国勢調査のときに、我が国の標準産業分類を作成することとなり、関係各省庁の専門家の協力により、統一分類が作成され、各省次官の申合せにより、この産業分類の共通使用が図られた。

しかしながら、このときも、分類に関する細部の運営要領や大綱に関する定義などが理論的に確定されていなかったため、形式的な統一のみに止まり、調査の結果数字に多大の差異が発見され、理路整然とした標準産業分類の必要性が痛感されていた。

戦後、国際連合が提唱した1950年世界センサスに呼応して、我が国でも大規模な各種センサスを実施することとなったのを機会に、統計委員会の下に1950

年センサス中央計画委員会が設置され、センサス実施の研究と基礎事業である各種分類の研究が進められることとなり、各種の専門部会が設けられた。

この専門部会の一つである産業分類専門部会によって、標準産業分類の作成作業が昭和24年3月から開始され、同年10月に10進分類法（付録4参照）に基づく日本標準産業分類が完成した。そして、指定統計を始め多くの重要な統計調査に使用されることとなった。

日本標準産業分類の統一的使用については、昭和24年12月23日の第12回統計委員会及び昭和25年4月28日の第17回統計委員会において審議された結果、統計法に基づく政令が制定されることとなった。

日本標準産業分類の統一的使用を政令に基づいて義務化するに当たり、第一に考慮されたのは、日本標準産業分類が、数多くの統計調査に対し、どの程度無理なく適用できるかという点であった。そこで、日本標準産業分類が昭和24年設定以降実地に使用された結果や、我が国産業構造の変化を検討した結果、この標準分類の改訂の必要性が認められた。改訂作業は産業分類専門部会で、産業部門別に設けられた小委員会ごとに行われ、昭和26年3月に成案を得た。こうして、昭和26年4月30日政令第127号「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（付録1，2参照）が公布され、同時に日本標準産業分類の第1回改訂が行われたのである。

その後、我が国産業の変化などにより、本分類を更に我が国の実情に合致させる必要が生じたため昭和28年3月に第2回の改訂が行われ、また、武器製造業を新設するために昭和29年2月に第3回の改訂が行われた。

なお、この間に統計委員会は、昭和27年8月に行われた行政機構改革に伴い、行政管理庁に統合された。そして行政管理庁に附置された統計審議会の下に設けられた産業分類専門部会が、標準産業分類に関する諸問題の審議に当たることとなった。上記第3回改訂は、昭和27年9月18日の第1回統計審議会において、行政管理庁長官から統計審議会会長にあてた諮問第1号（統計調査に用いる産業分類の基準の設定について）に対する第1回答申に基づくものである。

その後も、我が国産業構造の変化等を反映して各種統計調査での使用上多くの問題が生じてきたので、昭和32年5月に第4回の改訂、昭和38年1月に第5回の改訂、昭和42年5月に第6回の改訂、昭和47年3月に第7回の改訂、昭和51年5月に第8回の改訂、昭和59年1月に第9回の改訂が行われ今日に至った。

なお、上記第4回の改訂は、諮問第1号の第2回答申に基づいて行われたが、その後の改訂では、その都度、改めて統計審議会に対し改訂に関する諮問が行われて

いる。

参考のため、設定及び改訂について、統計審議会に対する諮問番号、諮問及び答申の時期並びに政令に基づく告示及びその適用の年月日を示せば、次のとおりである。

日 本 標 準 産 業 分 類 の 設 定 及 び 改 訂 経 緯

	統 計 審 議 会 関 係			告 示 関 係	
	諮問番号	諮 問 日	答 申 日	告 示 日	適 用 日
設 定	—	—	(昭24. 10)	—	—
第 1 回	—	—	(昭26. 3)	昭26. 4. 30	昭26. 5. 1
第 2 回	—	—	(昭28. 3)	昭28. 3. 31	昭28. 4. 1
第 3 回	第 1 号	昭27. 9. 18	(1)昭29. 2. 12	昭29. 2. 27	昭29. 3. 1
第 4 回			(2)昭32. 4. 26	昭32. 5. 1	昭33. 1. 1
第 5 回	第 92 号	昭37. 11. 19	昭37. 12. 14	昭38. 1. 12	昭38. 4. 1
第 6 回	第105号	昭41. 2. 18	昭42. 2. 17	昭42. 5. 1	昭43. 1. 1
第 7 回	第139号	昭46. 6. 16	昭47. 2. 18	昭47. 3. 31	昭47. 4. 1
第 8 回	第164号	昭50. 12. 5	昭51. 4. 16	昭51. 5. 15	昭52. 1. 1
第 9 回	第195号	昭57. 12. 17	昭58. 4. 15	昭59. 1. 10	昭60. 4. 1
第10回	第233号	平 3. 6. 14	平 5. 7. 9	平 5. 10. 4	平 6. 4. 1

2. 日本標準産業分類の改訂要旨と主要な改訂点

(1) 日本標準産業分類改訂に関する統計審議会への諮問

総統企第196号

平成3年6月14日

統計審議会会長

中村隆英 殿

総務庁長官

佐々木 満

諮問第233号

日本標準産業分類の改訂について

標記について、貴会の御審議を得たい。

理 由

現行の日本標準産業分類については、昭和59年1月の改訂以後の技術革新、事業形態の多角化、サービス経済化の進展等に伴う産業構造の変化に適合させるため、これを改める必要がある。

(2) 統計審議会答申

統 審 議 第 1 1 号

平成 5 年 7 月 9 日

総務庁長官

鹿 野 道 彦 殿

統計審議会会長

中 村 隆 英

諮問第 2 3 3 号の答申

日本標準産業分類の改訂について

日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として昭和 2 4 年に設定されたもので、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類するものである。

現行の分類は、昭和 5 9 年 1 月の第 9 回改訂に基づくものであるが、それ以降の技術革新、事業形態の多角化、サービス経済化の進展等に伴う産業構造の変化に必ずしも適合したものとはなっていない。

このため、その改訂の必要があるとして、総務庁長官から当審議会に対し平成 3 年 6 月 1 4 日付け総統企第 1 6 9 号諮問第 2 3 3 号「日本標準産業分類の改訂について」により諮問が行われた。

当審議会においては、諮問の趣旨を十分踏まえ、

- (1) 近年の技術革新・情報化の進展、経済活動のソフト化・サービス化、消費者ニーズの高度化・多様化、金融、運輸、通信等の分野における規制緩和等に伴う産業構造の変化に即応したものとすること、
- (2) 統計の継続性に配慮しつつ、分類体系を全面的に見直すこと、
- (3) 平成元年 2 月に国際連合統計委員会において承認された第 3 次改訂国際標準産業分類及び米国等の標準産業分類との間の比較性の向上に努めること、
- (4) サービス業等の分野の分類体系の整序を図ること

等を基本方針とし、利用者の利用上の便宜向上をも考慮しつつ、分類部会を中心に関係省庁等の協力を得て慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 現行の日本標準産業分類については、各大分類ごとに次の考え方に沿って、別紙1「日本標準産業分類分類項目新旧対照表（案）」のとおり改訂することが適当である。

(1) 大分類A－農業

花き、野菜等農産物の多様化、農業サービスの増大など近年の農業生産形態の変化を踏まえるとともに、国際比較性の向上、利用上の便宜向上を図る観点から、現行の小分類「穀作農業」等を廃止し、「耕種農業」を新設するとともに、小分類「耕種農業」、「畜産農業」、「農業サービス業（園芸サービス業を除く）」等に係る細分類を農産物の種類を基本に再編・整備する。

（小分類：新設1，廃止5 細分類：新設16，廃止10）

(2) 大分類B－林業

薪や木炭の生産規模の縮小など近年の林業生産形態の変化にかんがみ、現行の小分類「製薪業、木炭製造業」等を廃止し、小分類「特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）」等を新設するとともに、これらに係る細分類を再編・整備する。また、細分類「狩猟業」を廃止する。

（小分類：新設2，廃止2 細分類：新設4，廃止5）

(3) 大分類C－漁業

魚類、貝類、藻類等の海面養殖の増大・多様化など近年の漁業生産形態の変化にかんがみ、小分類「海面養殖業」の細分類を魚種等ごとから水産物の種類ごとに再編・整備する。また、小分類「捕鯨業」の細分類を整理する。

（細分類：新設5，廃止7）

(4) 大分類D－鉱業

亜炭、すず等の生産量及び生産している事業所の数の減少など近年の鉱業生産の変化にかんがみ、小分類「亜炭鉱業」等を廃止し所要の整理を行うとともに、細分類「すず鉱業」等14項目を廃止する。

（小分類：新設2，廃止4 細分類：廃止14）

(5) 大分類E－建設業

交通安全施設の整備事業の進展、有線テレビジョン放送の増加等に伴う専門的な設備設置工事事業者数の増加など近年の状況の変化にかんがみ、現行の細分類「塗装工事業」、「電気通信工事業」等を廃止し、細分類「道路標識設置工事業」、「有線テレビジョン放送設備設置工事業」等を新設する。

(細分類：新設5，廃止3)

(6) 大分類F－製造業

- ① 消費者需要の変化等を反映して、近年、ニット製品については、生地を購入し縫製加工する業者数が編み立てから製品までの一貫製造業者数を上回ってきたこと、下着類を集約した製造業、乳幼児服製造業、セーター類製造業、タオル製造業等の規模が拡大する一方で帽子製造業や蚊帳製造業の規模が縮小してきたこと等から、中分類「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）」及び「衣服・その他の繊維製品製造業」を生地と製品に着目して分類することとし、これらに係る小分類及び細分類について、業態の変化に対応した所要の新設・廃止及び体系の再編・整理を行う。

(小分類：新設6，廃止5 細分類：新設12，廃止6)

- ② 利用上の便宜向上を図る観点から、小分類「鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業」、「銑鉄鋳物製造業」、「非鉄金属鋳物製造業」、「金属プレス製品製造業」等を廃止し、小分類「鉄素形材製造業」、「非鉄金属素形材製造業」、「金属素形材製品製造業」等を新設し、これらに係る細分類を再編・整理する。

(小分類：新設6，廃止7 細分類：新設4，廃止2)

- ③ 上記①及び②の外、マイクロエレクトロニクス化等技術革新の進展、需要の変化などに伴う新たな産業形態の確立、既存産業の規模の拡大又は縮小を踏まえ、小分類「木製履物製造業」、細分類「植字業、鉛版等製造業」、「ミシン製造業」、「レコード製造業」、「和傘・同部分品製造業」等の廃止、小分類「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」とそれに伴う細分類「頭髮用化粧品製造業」等の新設、細分類「光ファイバケーブル製造業」、「医療用電子応用装置製造業」、「医療用計測器製造業」、「磁気テープ・磁気ディスク製造業」、「情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）」等の新設を行う。

(小分類：新設5，廃止4 細分類：新設22，廃止14)

(大分類F合計 小分類：新設17，廃止16 細分類：新設38，廃止22)

(7) 大分類G－電気・ガス・熱供給・水道業

下水道の整備・普及に伴い下水道の維持・管理を専門に行う民間事業が確立・増大している近年の状況の変化にかんがみ、現行の細分類「下水道業」を廃止し、細分類「下水道処理施設維持管理業」、「下水道事務所」等を新設する。

(細分類：新設3，廃止1)

(8) 大分類H－運輸・通信業

- ① 日本国有鉄道の分割・民営化，鉄道輸送に係る技術革新等に伴う鉄道事業の業態の変化，規制緩和等の観点から行われた物流関係法令の改正に伴う道路貨物運送業等の業態の変化などにかんがみ，中分類「鉄道業」，「道路貨物運送業」及び「運輸に附帯するサービス業」に係る小分類及び細分類について，所要の新設・廃止，体系の再編・整理などを行う。

(小分類：新設9，廃止9 細分類：新設14，廃止11)

- ② 郵便業の取扱量の拡大，日本電信電話公社の民営化及び電気通信事業に係る規制緩和・技術革新に伴う新たな業態の発生などの業態の変化・多様化にかんがみ，現行の中分類「通信業」を廃止し，「郵便業」及び「電気通信業」を新設するとともに，これらに係る小分類及び細分類について，業態の変化に対応した所要の新設・廃止及び体系の再編・整理を行う。

(中分類：新設2，廃止1 小分類：新設5，廃止3 細分類：新設9，廃止3)

(大分類H合計 中分類：新設2，廃止1 小分類：新設14，廃止12
細分類：新設23，廃止14)

(9) 大分類I－卸売・小売業，飲食店

- ① 一般機械器具，電気機械器具，医療用機械器具等機械器具の卸売業の規模拡大など近年の卸売業の状況の変化を踏まえるとともに，利用上の便宜向上を図る観点から卸売業と小売業の整合性の向上を図るため，卸売業に係る現行の中分類「繊維・機械器具・建築材料等卸売業」，「衣服・食料・家具等卸売業」等を廃止し，財別又は用途別に中分類「繊維・衣服等卸売業」，「飲食料品卸売業」，「建築材料，鉱物・金属材料等卸売業」，「機械器具卸売業」等を新設するとともに，これらに係る小分類及び細分類について，業態の変化に対応した所要の新設・廃止及び体系の再編・整理を行う。

(中分類：新設5，廃止3 小分類：新設4，廃止1 細分類：新設8，廃止1)

- ② 自動車小売業の規模拡大・専門分化，貴金属製品小売業の販売規模の増大など近年の小売業の業態の変化を踏まえ，現行の細分類「自動車小売業」を廃止し，細分類「自動車（新車）小売業」，「中古自動車小売業」，「自動車部分品・附属品小売業」等を新設するとともに，細分類「貴金属製品小売業（宝石を含む）」等を新設する。

なお，セメント，木材等の建築材料，ワード・プロセッサ等の事務用機械・

設備など業務用に主として使用される商品を一般消費者に主として販売する事業所については、従来、便宜上卸売業に分類していたが、業態が確立・増大してきたので細分類「建築材料小売業」を新設するとともに、その他の事業所については、細分類「家庭用機械器具小売業」等関係分類項目に位置付けることとする。

(小分類：新設2，廃止2 細分類：新設9，廃止2)

(大分類I 合計 中分類：新設5，廃止3 小分類：新設6，廃止3

細分類：新設17，廃止3)

(10) 大分類J－金融・保険業

① 利用者へのサービス向上、国際化への対応等の観点から進められてきた金融自由化など、銀行、証券等の金融制度に関する法制度の改革による金融業の業態の変化や新たな業態の確立を踏まえるとともに、

② 国際比較性の向上、利用上の便宜向上を図る観点から、金融業の体系を現行の目的別から国際標準産業分類、米国標準産業分類の体系になった預金取扱機関と非預金信用機関とに区分した体系とすることとし、

所要の小分類及び細分類の新設・廃止を行うとともに、中分類を含め、金融・保険業の全体系の再編・整理を行う。

(中分類：新設6，廃止6 小分類：新設14，廃止7 細分類：新設11，廃止8)

(11) 大分類L－サービス業

① 分類体系の整序、利用上の便宜向上等の観点から、中分類に含まれる主な産業の事業収入等を参考に、主として個人に対するサービスであるか、主として事業所に対するサービスであるか、又は主として社会公共に対するサービスであるかを基本として、中分類の配列の見直しを行う。

② サービス業の業態の変化、規模の拡大又は縮小を踏まえ、現行の中分類「映画業」、「情報サービス・調査・広告業」、「家事サービス業」等を廃止し、中分類「映画・ビデオ制作業」、「情報サービス・調査業」、「広告業」等を新設する。

(中分類：新設5，廃止5)

③ 上記②の外、需要の増大、関係法令の整備などによる産業規模の拡大や新たな業態の確立を踏まえるとともに、利用上の便宜向上を図る観点から、小分類「冠婚葬祭業」等の新設、細分類「結婚式場業」、「ゴルフ練習場」、「マリーナ業」、「遊漁船業」、「音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）」、「学習

塾」,「不動産鑑定業」,「翻訳業」,「ビルメンテナンス業」,「労働者派遣業」,「特別管理産業廃棄物処理業」等の新設,細分類「民間放送業」等の廃止及び細分類「テレビジョン放送業」,「ラジオ放送業」等の新設を行う。

また,産業規模が縮小したこと等から,細分類「塩業組合」等を廃止する。

(小分類:新設12,廃止8 細分類:新設40,廃止13)

(大分類L合計 中分類:新設5,廃止5 小分類:新設12,廃止8

細分類:新設40,廃止13)

2 上記1の考え方に基づく分類項目の新設・廃止のほか,既存の分類項目についても,これに分類される産業に業態の変化がみられ名称変更等を行うことが適当なものがあること,利用上の便宜向上の観点から名称変更等を行うことが適当なものがあることを踏まえ,別紙1「日本標準産業分類分類項目新旧対照表(案)」のとおり所要の名称変更,項目の移動を行うことが適当である。

また,分類項目の新設・廃止等に伴い分類番号の整序を行う必要がある。

3 今回の日本標準産業分類の改訂審議に当たっては,分類項目に係る説明及び内容例示をも含め全面的見直しを行ったところであり,その結果についても,答申附属資料として別紙2「日本標準産業分類(分類項目名,説明及び内容例示新旧対照表)(案)」を併せ提出するので,これに基づき所要の改訂を行うことが適当である。

4 今回の改訂審議の過程においては,改訂を答申した事項以外にも,

(1) 大分類A-農業, B-林業及びC-漁業の全部又は一部の統合,大分類H-運輸・通信業の分割, L-サービス業の分割等大分類の構成の在り方,

(2) サービス経済化の進展,サービス産業の多様化あるいは情報化の進展等に対応した情報産業等新たな産業の分類上の格付け又は新たな分類項目の設定等の在り方,

(3) 中分類項目数が上限に達したことに伴う今後の中分類構成の在り方

を始めとする分類体系の基本的事項について検討を行ったが,産業構造の変化の定着度の判断が困難であること,大分類の改訂についてはその影響が大きいことから十分な事前調査・検討を行う必要があるが,平成6年度に予定されているサービス業基本調査,事業所統計調査事業所名簿整備等大規模な指定統計調査等の実施に間に合わせるためには時間的な制約もあり困難なことなどから,今回改訂を

提案するに至らなかった事項もある。

しかし、社会経済情勢の変化は従前にも増して早くかつ大きなものとなっており、日本標準産業分類もこれらに対応してより一層迅速かつ的確に改訂することが必要となると考えられるので、今後ともこれらについて基礎的調査・研究を経常的に行う必要がある。

また、国際比較性の向上、利用上の便宜向上等を図るためには、引き続き、国際標準産業分類等諸外国の産業分類との比較研究の充実、日本標準産業分類データベースの整備・拡充等に努める必要がある。

なお、今回の改訂は従来の改訂に比べ相当大幅なものであり、また、日本標準産業分類は統計目的以外にも広範に利用されていることから、改訂内容の周知徹底等に特段の配慮を行う必要がある。

別紙1 「日本標準産業分類分類項目新旧対照表（案）」（略）

別紙2 「日本標準産業分類（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（案）」
（略）

(3) 主要な改訂点

今回改訂の主要な大分類別の改訂点は、答申に添付された別紙1「日本標準産業分類分類項目新旧対照表（案）」のとおりであり、その内容は以下のとおりである。